日付	請求内容	考慮要素								
		根拠となる権利	法規違反	地域性	日照状況	代替手段	建物の用 途	先住関係(予測可能 性)	交渉経緯	判断
平成25年11月21日	精神的苦痛を理由と する慰謝料			第一種低層住居専用 地域	建物に日影がかかる のは2時間強					×
平成22年2月10日	精神的苦痛を理由と する慰謝料	区分所有権	違反なし	日照に対する期待が 保護されるべき地域と は言えない	1年を通してみると被 害が大きくない			日照状況の変化が予 想できる場所		×
平成17年9月29日	精神的苦痛を理由と する慰謝料	所有権	違反なし	第一種中高層住居専	元々, 2時間程度し か日照を享受してい なかった			日当たりが悪いこと, 建物が建築されること が予測できる地域だっ		×
平成11年10月26日	建築禁止仮処分	人格権及び 所有権		準工業地域 町工場と駐車場と中高 層の共同住宅が主体 で、一戸建て住宅中心 ではない	これまでは良好だったが、終日日照を享	建物を, 10階建てから 8階建てに設計変更		地域性を考慮すれば、同程度のマンションが建築されることも 予想できた		一部認容
平成10年10月16日	①精神的苦痛を理 由とする慰謝料				3~4時間の日影を 南側に及ぼしている					0
	②建物価値の低下 に伴う財産的損害の 賠償請求				0					0
	③建築基準法違反 部分の撤去		軽微な違反			撤去工事は事実上困難				×
平成9年12月8日	建築禁止仮処分	所有権		商業地域内であるが, 実際は低層住宅が密 集		太陽光採光伝送システムは、日照そのものに は代替しえない		今後高層化が進むと	日照被害の回避 措置・代替措置 について十分に 配慮していない	